

2022年度分関税割当証明書使用状況表

(再割当申請用)

\*申請日 (郵送発送日を記入)

年 ↓ 月 日

申請者氏名 (名称)	フリガナ カブシカイシャ ケイイソウギョウ				
	* 証明書に記載された 法人の場合：登記された商号 (会社名)、個人事業者の場合：本人の氏名+ (商号)				
申請者住所	* 証明書に記載された住所				
担当者氏名	* 関税割当の担当者氏名	電話番号	* 担当部門の電話番号	FAX	* 担当部門のFAX番号

\*2022年度中に発給を受けた全ての証明書を記載ください。

\*証明書裏面の通関数量の合計

\*証明書裏面の残存数量

\*輸入許可通知書を提出できない等「自ら輸入」を証明できない数量。(足)

証明書番号	割当数量 (A)	通関数量 (B)	残数量 (A) - (B)	非該当数量(注5) (Bの内数)	返納日
2022A第100001号	1,000	1,000	0	0	●●●●年●月●日
2022A第104001号	50	30	20	0	使用中
(注) 営業譲受による名義変更した証明書は記載不要です。					
計	1,050	1,030	20	0	

①返納済みの場合は、返納確認書の受付印の日付、  
②申請時期と返納手続が重なる場合には、  
返納書類を発送する日付を記入する。

- 注1 用紙の大きさは、A列4番とします。  
 2 ※印の欄には、何も記載しないでください。  
 3 申請年度に発給された全ての証明書のデータを記載してください。  
 4 「割当数量」欄には、当初の割当数量を記載してください。変更があった場合には、当初の数量の下に、当初の数量から返納数量 (返納数量が複数回ある場合はそれらの数量の和) を差し引いた数量をカッコ書きで記載してください。  
 5 「非該当数量」欄には、通関数量のうち、輸入許可通知書等のコピーを添付できずに通関数量等を証明できない場合、その数量を記載してください。  
 6 「非該当数量」は、実績算定数量及び消化率算出の際に輸入通関数量とは、みなしませんので、後年度の割当数量が減少することがあります。  
 (注) 審査等の結果、皮革・革靴公表に規定する「自ら輸入」と認められない場合は、証明書を発給しないことがあります。また、発給した証明書を発給時遡って無効とすることあり、証明書の返納を求めること等がありますので、適正な使用をお願いします。

※備考欄

次ページに、再割当の申請に関する主な注意事項がありますので、ご覧ください。



(以下は、再割当の申請・受付の際の主な注意点ですが、この他詳細は、「関税割当公表p.6、10等」をご確認くださいませようお願いします。)

1. 既に発給した証明書を返納した者又は証明書の割当数量の一部を使用していることが申請の申請要件です。

割当数量を未使用の場合は、申請できません(第4、5回再割当てを除く)。

2. 割当数量の一部を使用している証明書原本の※写し(表裏の両面)の全て(既に全ての証明書を返納した場合を除く)(注1)(注2)の提出が必要です。

(注1) 証明書原本(表裏の両面)の写しで割当数量の全部を使用していることが確認できる場合には、証明書が返納されたこととみなします。再割当てによる証明書は、その証明書が返納された後に発給します。

(注2) NACCSシステムに登録した場合は、関税割当証明書(裏落)内容照会情報(申請日直前のもの一通)を印刷し証明書原本の写し(表裏の両面)に添付の上、提出が必要です。